

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務においては、区情報セキュリティ基本方針及び国保年金課情報セキュリティ実施手順に基づき定期的にチェックを全職員に行い、実施手順の遵守義務を果たしている。外部委託先に関してはセキュリティ対策が適切に保てるよう監督している。また、新規職員等には研修等を実施しセキュリティ対策の必要性を理解させている。なお、万一の情報セキュリティ事故やシステム障害等のトラブルに接した時は速やかに管理者等に報告し必要な措置を講じられるよう取り組んでい

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律及び大田区における後期高齢者医療に関する規程に定める後期高齢者医療事務
②事務の概要	大田区における後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で「資格関係事務」「賦課関係事務」「給付関係事務」「収納関係事務」を行っている。これらすべての事務において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、標準システム(東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム)、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療システム関連情報ファイル 後期高齢者医療関連情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(高齢者医療確保法関係) <p>○「大田区後期高齢者医療葬祭費等支給要綱」等、大田区独自利用に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の117の項及び第119条(高齢者医療確保法関係) <p><情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課後期高齢者医療担当
②所属長の役職名	後期高齢者医療担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民部国保年金課 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話03-5744-1208
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部国保年金課 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話03-5744-1208

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律に定められている後期高齢者の医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律及び大田区における後期高齢者医療に関する規程に定める後期高齢者医療事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出・公表する(番号の利用等に関する条例事務を追記)
平成27年12月22日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一、59の項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令。第46条、高齢者の医療の確保に関する法律関係。	○「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一、59の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令。第46条(高齢者医療確保法関係) ○「大田区後期高齢者医療葬祭費等支給要綱」等、大田区独自利用に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出・公表する(番号の利用等に関する条例事務を追記)
平成27年12月22日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	区民部国保年金課	区民部国保年金課 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話03-5744-1208	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(住所・電話番号の追加)
平成27年12月22日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	区民部国保年金課後期高齢者医療担当	区民部国保年金課 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話03-5744-1208	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(住所・電話番号の追加)
平成28年5月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成27年4月30日	平成28年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年5月20日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成27年4月30日	平成28年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月9日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年6月9日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月11日	I 5②所属長	澤 富男	小出 和男	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動による変更)
平成30年6月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	I 5②所属長の役職名	小出 和男	後期高齢者医療担当課長	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項)
令和1年6月14日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	IVリスク対策	なし	追加	事後	様式変更に伴う記載項目追加
令和1年12月25日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	後期高齢者医療システム、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム(窓口端末)	後期高齢者医療システム、標準システム(東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム名称の表記変更)
令和1年12月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	平成31年4月1日	令和1年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年12月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	平成31年4月1日	令和1年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年6月5日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和1年6月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年6月5日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和1年6月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和3年5月17日	II 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和3年5月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月5日	I 関連情報 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム、標準システム(東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム)	後期高齢者医療システム、標準システム(東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム)、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事前	重要な変更
令和4年7月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療システム関連情報ファイル 後期高齢者医療関連情報ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 庁内連携ファイル	後期高齢者医療システム関連情報ファイル 後期高齢者医療関連情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携ファイル	事前	重要な変更
令和4年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①情報連携の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
令和4年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	事前	重要な変更
令和4年7月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の人数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年7月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の人数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年7月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	重要な変更
令和4年7月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	重要な変更
令和4年7月5日	IV リスク対策 6. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(実態に合わせた修正)
令和5年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一、59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46号(高齢者医療確保法関係) ○「大田区後期高齢者医療葬祭費等支給要綱」等、大田区独自利用に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)	○「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46号(高齢者医療確保法関係) ○「大田区後期高齢者医療葬祭費等支給要綱」等、大田区独自利用に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠修正)
令和6年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の117の項及び第119条(高齢者医療確保法関係) <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)